

# 一般社団法人 全国児童発達支援協議会

## 謝礼金等に係わる規程

### (目的)

第1条 この規程は、各種の事業等を実施した場合に、支払われる謝礼金等に関する支給基準について定めることを目的とする。

### (謝礼金等の種類)

第2条 講演の対価としての謝礼

- (1) 特別講演および記念講演、教育講演の謝礼 5万円(税引き後、資料作成等を含む)
2. セミナー、講座等の講師を務めた対価としての謝礼(税引き後、資料作成等を含む)
  - (1) 受講者(参加者)が70名以上のとき 3万円(1講座当たり)
  - (2) 受講者(参加者)が70名未満のとき 2万円(1講座当たり)
  - (3) 司会料は、5千円(1時間以上時間当たり)を標準とする。
3. シンポジウム等の発言者を務めた対価としての謝礼(税引き後、資料作成等を含む)
  - (1) 受講者(参加者)が70名以上のとき 2万円
  - (2) 受講者(参加者)が70名未満のとき 1万円
  - (3) 司会料は5千円(2時間当たり・不課税)を標準とする。
4. 研究等に係わる謝礼(税込)
  - (1) 本会が委嘱した外部研究員の場合 1万2千円(一回につき)
  - (2) 本会が委嘱した内部研究員の場合 6千円(一回につき)
5. 原稿執筆等の対価としての謝礼(税込)
  - (1) 2千円(A4 1頁2,000文字)を標準とする。
6. 事務員等の報酬(税込)
  - (1) 一時間当たり800円~1千500円の範囲内での雇用契約を結び、支払う。

### (支給方法)

- 第3条 謝礼金等は事業実施の都度、現金または商品券等として支払い、または指定口座に振り込む。
2. 旅費交通費等の支払いは、「旅費規程」による。
  3. 前条以外の名目で、謝礼金等の支払いが生じる場合は、前条の基準に準じ、会長の決定に従うものとする。
  4. 補助事業及び受託事業等に係わる場合には、別に定められた基準により支払う。

### (附則)

この規程は、平成24年5月2日から施行する。